

前年度より3,090万7,417円の減でございます。単独の配水管布設工事費でございます。5目資産購入費は3,074万8,765円で、寺泉配水池遠方監視制御設備設置、量水器の購入に、車両2台の購入などであります。

次に、2項1目企業債償還金につきましては3億6,447万5,548円で、前年と比べ繰上償還額の増加により2,718万5,831円の増となりました。

以上が平成21年度長井市水道事業会計決算の概要でございます。よろしくご審査の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

平成21年度長井市各会計決算に関する総括質疑

○高橋孝夫委員長 以上で概要の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

ここで総括質疑の発言通告がありますので、順次ご指名をいたします。

蒲生光男委員の総括質疑

○高橋孝夫委員長 順位1番、議席番号6番、蒲生光男委員。

○6番 蒲生光男委員 質問項目は2点なんですけど、主に担当課長の方から細かいことをお聞きさせていただきたいと思います。

収納業務の収納率の関係につきましては、私の記憶するところでは平成16年の決算総括からさせていただいていると思います。

それで、平成17年の2月に収納率向上対策本部というのを立ち上げていただきまして、今日に至っているわけですが、まず、市長にお伺い

を申し上げたいと思いますが、収納率の向上対策について庁内でどのように指示をなさっておられるのか、それから、その場合、例えば数値的な目標値などを示しておられるのか、また、実際行う組織体制について、あるいは途中途中で検討会のようなものを行っておられるのか、フォローについてはどうかということも含めてですが、どういう状況にあるのか、ご答弁をいただきたいと思います。

それと、収納業務に関する課題は何であろうかというようなことについて、まず、お聞きをさせていただきたいと思います。

○高橋孝夫委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 お答えいたします。

蒲生光男委員からは、収納率の向上のための市役所内の体制とか、あるいは目標とはどういった設定の仕方をして実施しているのかという点と、それから収納率向上のための課題、この2点を私の方からお答えすればいいのかなというふうに思いますが、平成17年に前市長の際に、収納率向上対策本部ということで管理職を中心に、副市長、当時助役が委員長で、そういう体制をとってきたというふうに思います。それは、私にかわってからも同じように収納率向上対策本部というものを副市長を本部長として実施しているところでございますが、大きく変わったのは管理職が今まで、直接滞納されている方に出向いていろいろ納税いただくようお願いしてきたと、要は直接業務ですね、そういったことをメインとしてやってきたんですが、なかなか平成17年、18年はよかったかもしれませんが、19年あたりは余り効率が上がらないということで、収納係、税務課の方ともいろいろ検討して、直接出向くことよりも、むしろ納税の口座振替等々の手続を特にお願いしながら、やはり専門的に収納係を中心としてチームを組んで率を上げていこうということでやってきました。これは、今も対策本部は定期的に副市

長の方で会議を招集していろいろ対応しているところがございます。

そういった中で課題といたしましては、まず、残念ながらいろいろな事情があって、なかなか納めることができない滞納されてる方については、例えば市民税とか固定資産税とかにかかわらず、国民健康保険税あるいは上下水道の料金とか、そういったところも滞納しがちであるということで、やはり市役所内の収納の一本化、残念ながら今は税務と建設、あるいは上下水道、大きくこの3つに分かれています。また、若干福祉でお願いしているところもありまして、これをやはり一元化して体制を整えていく。収納係をもう少し充実といいますか、体制固めをしていかなきゃいけないということが大きな課題だと思っておりますし、あとは収納率は職員の方でも税務課の方では頑張っていたいて、確かに21年度は向上いたしました。しかし、なかなか今までやってこなかった差し押さえとか多発しておりますので、そういったことでやはり市民の中からは苦情も出てくるということがございます。ですから、そこを丁寧にこちらの対応の悪いところもあるかもしれませんが、納得して、やはり気持ちよく納めていただけるような、そういった部分についてももう少し技術的に、あるいは体制的に整えていきたいとそのように思っております。

○高橋孝夫委員長 6番、蒲生光男委員。

○6番 蒲生光男委員 収納体制の話もございましたので、これはまた後で触れさせていただきますが、監査報告書では5位からトップになったということで大変お褒めの言葉もあったわけですが、98.4%で県内13市の中で第5位から一気にトップになったと。「最近、社会情勢から収納業務がますます厳しくなっており、取るから押さえるという広角的な方策が求められている」。この表現については適正なのかなという疑問、私もありますけれども、しかしながら努

力をなされたこのあかしが98.36%という数字だと思えるんですね。平成16年は97.54%で、これは県内13市の中で11位ですね。それから少しずつ上がっていきまして、21年度でようやく現年分でトップになったと。また滞繰り分もあわせますと、平成16年は12位なんですね、13市中。それが少しずつ少しずつ上がってきまして今回は5位ですか、滞繰りも合わせますと。これはやっぱり収納率向上対策本部の収納率向上対策の成果のあらわれでないのかなと私はこう見ておりますけれども、税務課長はその点どういうふうに分けておられますか。

○高橋孝夫委員長 松木英司税務課長。

○松木英司税務課長 お答えいたします。

昨年のこの議会でも申し上げたかもしれませんが、収納率向上対策本部そのものについては先ほどの市長の答弁にもありましたが、途中からできた当時のような稼働状況でございません。それには費用対効果とよく話出ますが、準備をするのに収納係が物すごい時間を浪費するものですから、まずは収納係として目標を定めて、昨年度は5つの数値の設定、それから5つの方針を定めまして取り組んだということに理解しておりますので、陰に陽にその対策本部の組織されていることの効果もあると思っておりますが、私は平成19年度の監査意見書、20年度の監査意見書などを受けまして収納係で立てた目標を一生懸命消化したと、その成果がたまたま現年度分にあらわれたと、このように思っております。

○高橋孝夫委員長 6番、蒲生光男委員。

○6番 蒲生光男委員 その立てた目標ってというのは何ですか。数値的なもの、説明してください。

○高橋孝夫委員長 松木英司税務課長。

○松木英司税務課長 お答えいたします。

今申し上げましたとおりに平成19年度の監査意見書で「今後の収納対策は、まず現年度分の収納率向上に主眼を置くべきである」。それか

+

ら20年、昨年度の監査意見書では「給与所得者の特別徴収未実施事業所に対する特別徴収の切りかえや口座振替の加入促進、債権差し押さえの徹底に鋭意努力されたい」と、こういうふうにご意見をいただいたわけでございます。それで1つといたしまして一般市税の収納率、2つ目には国民健康保険税の収納率、3つ目には訪問徴収による徴収額、4つ目といたしましてインターネット公売による換価額、最後の5つ目として債権差し押さえ件数、この5項目について目標値を設定いたしました。

それから方針でございますが、1つ目の方針といたしまして現年度優先主義を強化する。2つ目といたしまして滞納繰越額圧縮を目指す。3つ目といたしまして臨戸訪問型徴収から来庁いただくというふうな方向への移行を促進する。4つ目といたしまして債権差し押さえの積極的活用を図る。最後に、動産のインターネット公売を推進する。このような方針、最初に申し上げた数値については、それぞれに数値を掲げまして、例えば訪問徴収においては1億1,000万円を受領できるようなことを目指そうではないかと、このような方針で臨んだ結果でございます。

○高橋孝夫委員長 6番、蒲生光男委員。

○6番 蒲生光男委員 わかりました。その結果がこの税務概要に出てますように、34ページ、年度末差し押さえ状況、これ17年度で4,900万円が21年度で2億500万円という数字に上がってきておるのだと。あるいはまた換価処分状況につきましても、17年度230万円、これが21年度2,800万円というふうになってきたんだと。インターネット公売の話もございましたけれども、具体的には長井市の場合、どのようなものをどのような形で幾らぐらいのものになったんですか。

○高橋孝夫委員長 松木英司税務課長。

○松木英司税務課長 お答えいたします。

先ほどの市長の答弁の中にもありましたが、やはり本来ですと、動産の差し押さえについては家宅捜索をやりまして、いろいろなものを持ってくるという形が本来の形なわけでございますが、滞納されておる方と懇ろにお話をしまして、例えば絵画とかつぼとか佳品とか、そういうふうなものについて、着物もございましたし、切手を収集されていた方からは切手なども同意の上でお預かりをしてインターネット、ヤフーのオークションに提出をいたしました。なお、インターネットを開いていただきますと、現在もやっておりますので、長井市でどういうものを提出しているか、すぐごらんになれますので、見ていただければと思います。

なお、結構高価なものを提出、一部したこともあったものですから、テレビ朝日とかフジテレビとかそういうところからの照会や取材協力などの依頼もあったわけですが、その実力に及んでいないということで、その辺については丁重にお断りをしたというふうな、インターネット関連では、そのようなことがございました。

○高橋孝夫委員長 6番、蒲生光男委員。

○6番 蒲生光男委員 この差し押さえの中で預貯金が、17年度がゼロですが、18年度550万円、19年度940万円、20年度4,400万円、21年度1億2,000万円、これはしっかり預貯金があって、その税に対して支払いをしないと、これ、どういふんでしょかね。忘れていたものじゃないわけですね、こういうのは。払う気がないというふうにとるわけですかね。払う能力があって払ってないという、だから差し押さえになるんでしょうけど、その方とお話をする際、そこら辺はどういうふうになされているわけですか。

○高橋孝夫委員長 松木英司税務課長。

○松木英司税務課長 お答えいたします。

ただいま蒲生議員からご指摘があった数値につきましては、1億2,000万円等については滞納しておる金額ということですから、差し押さ

えのもとになった滞納額ということでございまして、できますならば、この34ページの下の方の換価処分状況というところを見ていただきますと、20年度では差し押さえをしまして522万4,000円幾ら換価いたしました。それが昨年度1,663万8,000円という数値になりましたということでございまして、やはり監査の方からも指摘いただいとおり、現在の日本の国の滞納整理の方向づけというのが、訪問をして個人に納付を促すっていうやり方がもう限界に来ております。延べ人数で2,700人もの滞納者が長井市にございます。とても2人、3人で回り切れないということで手っ取り早いといえますか、生命保険の調査、預貯金の調査、何か地代はないだろうかとか、賃料はないだろうかというふうなことの調査に入っているというのは、上からの指導もございまして、一つの時代の流れなのかなということで、他の県や国に負けないように、一步でも先んじませんとお金になりませんので、必死でやっているというのが状況でございます。

○高橋孝夫委員長 6番、蒲生光男委員。

○6番 蒲生光男委員 現年分優先でそれを進めていращやるといことですので、まさにそのとおりで思うんですよね。滞納分というのは古くなればなるほど、これはもう回収が非常に困難になってくる。今の収入未済額が滞繰り分入れて税外徴収金入ると約6億円あるわけですよね。一体いつからこの滞納が始まったのかと。それでそういう整理はされているのかというのは去年もお聞きしたと思うんですが、それで一方で例えば延滞金、過料などで21年度740万円の、700万円の予算に対しまして実績ですよね。滞納が始まれば、14.6%で加算されていくわけですから、何年も前のやつなんていうのは一体その滞納の利息まで入れたら何ぼになってるんだろうかっていうのは、私は非常に興味があるんですよ。例えばこんなこと言ったっ

て多分出てこない数字なのかもしれませんけれども、「滞納繰り越し分で、その延滞金まで入れたらどのぐらいになっているものなのか、調べたことありますか」っていうのは去年申し上げたんですけどね。何か二、三そういう調査はしてみましたですか。

○高橋孝夫委員長 松木英司税務課長。

○松木英司税務課長 お答えいたします。

実は昨年も一昨年もそういう部分に触れたご質問あったかと思うんですが、正直申し上げまして、今、日本の国そのものに蒲生議員ご指摘のことを解決するシステムが一切ございません。国にも県にもそういうソフトがないものですから、これ、どこに確認いただいてもよろしいわけですが、実際、精緻な数値を出すようなことができる自治体や税務署はない状況でございます。

したがいまして、昨年もきっちりご指摘いただいたのですが、とても現存しないものもある。完結しないままに帳票が新しくなっているものもあるのではないかと、こういうふう想像もできる部分ありますし、押さえることができないというふうなことを答弁する以外、現状ではございません。

○高橋孝夫委員長 6番、蒲生光男委員。

○6番 蒲生光男委員 現存しないものがあるというのは、ちょっといささかおかしいなというふうには思うんですよね。だって数字上でも出てんじゃないですか。取れるか取れんのかわかんない、現存しないものを取ろうとしたって取れないじゃないですか。そういったものこそ処理していくべきなんじゃないですかね。現存しない、把握できないものが存在するなんてことはないでしょう、どうですか。

○高橋孝夫委員長 松木英司税務課長。

○松木英司税務課長 お答えいたします。

ちょっと不適切な説明だったかもしれませんが、昭和の終わりごろとか平成の初めごろの未

+

納については非常に不確定なものがあることも事実です。本税は終わりましたが、延滞金についてのみ多少なりとも残っていたと、そういうものについてなかなか最後の最後までつかみ切れない部分も私はあるように思うものですから、今の前のような答弁になったわけですが、100%押さえることはできない部分がありますということでございます。

○高橋孝夫委員長 6番、蒲生光男委員。

○6番 蒲生光男委員 いや、それではちょっと納得できないですよ。それはきれいにすべきじゃないですかね。元金を払って利息だけ残ってる。それはそういうふう当てがあるから、そうなるんでしょうけど。じゃあ、延滞金払ってる人は何か損したみたいな気持ちになりませんか、740万円もあるんですよ。だからそれは一遍きれいに整理すべきだと思うんですけどね。そうした上で滞納繰り越し分入れた収入未済額っていうのは幾らだというふうに説明できなければ、雲をつかむような話だけではちょっと私は納得できないですよ、6年間もこんな同じこと質問してきて。

○高橋孝夫委員長 松木英司税務課長。

○松木英司税務課長 お答えいたします。

昔、滞納繰り越し簿に手書きをしていた時点から今のようにコンピューターといいますか、パソコンで整理することに移っているわけですが、今のシステムになってからのものについては、私が申し上げたような部分というのは非常に、ほとんどないと思われませんが、昭和の時代に滞納繰り越し簿で手書きをしていた部分について、その部分が今のパソコンの管理にすっきり移行できたかというふうな部分について心配な部分が多少なりともあるというふうに、しっかりやっていますというふうに答えればよかったですかもしれませんが、多少なりとも心配といいますか、抜け落ちた部分があるのでないかというふうを感じる部分あったものですから、お答え

いたしました。

なお、その冒頭でシステムがないと申し上げましたが、この延滞金をきっちり管理していくようなソフトっていうのがなかなか今のところないものですから申し上げたんですが、現在のシステムの中に入っているものについてはすべて処理になっておりますので、今、一生懸命延滞金のみを分割で納めていただいている方も大勢おるわけでございます。

○高橋孝夫委員長 6番、蒲生光男委員。

○6番 蒲生光男委員 延滞金って本当にばかになんないですよ。私も何度か納めましたけども、いや、つまり、国保を8回に分けて納めるじゃないですか。2期、3期分が納付期限過ぎておくれたものですから、それ、そのままほったらかしにしてたんですね、そしてこっちの新しい方を一生懸命納めて、これを納めに行ったら「延滞金これだけ発生します」って言われて、「えっ」みたいなそういうこともあったものですから、なるべく早く翌月の20日前に納めるべきなんだというふうに私は反省をしたわけですが、本当にこれはほとんどもない数字になっているはずですよ、この6億円なんていう数字ね。皆々が延滞金の加算対象じゃないかもしれませんけれども、しかし、その9割以上は延滞金の加算対象になってるはずですからね。これが14.6%でだあっと行ったら、物すごい金額になってるはずですよ。そういう点から見ると、やはりその債権の管理という点については「わかんない」、「不明だ」というものはなくしていただかないといけないじゃないかなというふうに私は思うんですよ。そしてどうしても、それこそ不明なものが存在するのであれば、やっぱりそれは処理するしかないじゃないかなと思いますよね。

来年、こんな質問聞かどうかわかりませんが、もう一遍この債権管理のあり方について、きれいにしておく必要もあるんじゃない

かなというふうに思いますので、その点、再度答弁をお願いします。

○高橋孝夫委員長 松木英司税務課長。

○松木英司税務課長 お答えいたします。

大変昨年と全く同じ答弁になってしまうわけですが、消し込みをやっておる収納係とよく相談しまして、何とかきっちりしたことを押さえて数値等をお示しする方法はないものだろうか、さらに勉強してみたいと、このように思いますので、お時間をいただきたいと思っております。

○高橋孝夫委員長 6番、蒲生光男委員。

○6番 蒲生光男委員 これは、9月9日の読売新聞に出た記事なんですが、「租税滞納10年で最少 東北6県新システム 督促円滑化」という記事なんですよ。どういうことかっていうと、04年度から全国の国税局が導入した集中電話催告システム、新規滞納者や少額滞納者への催告を省力化するため、コンピューターがこれらの滞納者を自動管理し、定期的に電話をかける。コンピューターがかけるので、どんどんどんどん。そして、つながった後に職員が電話口で納税を呼びかける。その納税を呼びかけるのは従来どおりだと。それでも事務作業が大幅に減り、職員が高額滞納者への督促により時間をかけられるという。少額の人とか新規とか、そういう方を細かく小まめにつぶしていく。そして収納係の方は高額滞納者とか、そういった方に対して集中的にやっていくと、こういうシステムもあるみたいなんですよ。

長井市でこれを導入できるかどうかかっていうのは、私は、また別問題だかもしれませんが、ヒントになるのは新規の滞納者と少額の方、これに対してはやっぱり小さいうちにつぶしていくという考え方は、それを徹底すれば、現年度分の収納率向上につながっていくんじゃないかなというふうに思うんですよ。実際やられていると思いますけれども、この点についていかがですか。

○高橋孝夫委員長 松木英司税務課長。

○松木英司税務課長 お答えいたします。

ただいまの新聞の記事の方法については検討には値すると思いますが、ちょっとそれも費用対効果の面でどうなのかなと直観的に思います。

ご指摘のように収納の目的といいますか、目標にしていることはとにかく滞納金を少なくするということなわけですが、頭数を減らすということも大きな手法の一つでございます。ですから、少額のうちに、またおくれがある期間が短いうちに訪問、電話等を繰り返して納付を促し、とにかく人数も少なくするというふうなことにも努めていきたいと思っておりますし、そうやって頭数を減らしながら高額滞納者については面談といろんな調査等を複合的にまぜながらといいますか、ミックスしながら当たってまいりたいとこのように思っております。

○高橋孝夫委員長 6番、蒲生光男委員。

○6番 蒲生光男委員 収納体制についてお伺いいたしますが、さっき税務課長からあったように、普通税で1,905人、国保税で813人、これ、ダブっている人もいるわけですよ、もちろん。これを7人で今、収納業務が行われているわけです。米沢の場合は、長井市とちょっと収納事務手続っていうか、体制がちょっと違うように私はお聞きしているんですが、現在の長井市の体制というのはこれでいいのか、なかなか大変なんじゃないかなと私は思っているんですよ。やっぱり差し押さえとか公権力を行使する場合に定時補助職員や臨時の人を出向させるわけにいかないわけでしょう。そうしますと、法的な知識がなければ、この業務にかかわり合うこともできないっていうケースもあるんでしょうし、そういった点を考えますと、一極集中方式といいますかね、こういう形でずっと進めていくことがいいのか、あるいはまた、かつてのように国保は市民課でとかというふうにやるのがいいのか、あるいはそれをうまく組み合わせるよう

+

な体制がいいのか、今これが一番いいんだという決め手になるものが私にはわかりません。わかりませんが、それをミックスしたような体制ももしかするとあるのではないかなというふうに思ったりもするんですよ。というのは税外徴収金がこのところずっと滞納額も上がってきてまして、やっぱり税務課の収納係が収納業務に行って、例えば「全部でこれしか納められない」と、仮に10万円もらったとしますよね。そうしますと、本税からどうしてもあてがっていかっていうふうになると思うんですよ。そうしますと、国保であるとか児童福祉費の費用であるとか、そういったものが充当できなくなってくるという面もあると思うんですよ。

そういう意味で収納体制というのは人的なものも含めてどうあるべきかについて、税務課長、担当課長として今、何が課題かっていうふうに考えてることがあれば、お話しください。

○高橋孝夫委員長 松木英司税務課長。

+ ○松木英司税務課長 お答えいたします。

今7名というふうに数字、ご指摘いただきましたが、いただいたというふうな、収納されたというふうな処理をする職員が3名でございまして、税が滞納繰り越しになっている、またはおくれぎみであるというふうな人の分に対応している人数は3名でございまして、3名で延べ人数2,718人、きょう現在の滞納者に当たっているところからしますと、非常に多いなと。高島町に同じ数字が、1,800人ぐらいというふうに発表されてますから、大分多いなと思っております。

実は職員と臨時職員の違いについてもご指摘いただきましたが、職員でないと滞納処分を実施できないと、自力執行権を行使できないということになっていきますので、2班は欲しいなと。最低でも徴収に当たる正職員は今3名ですが、4名は欲しいなというふうに私個人としては思っております。

また、2つめのご質問と申しますかご意見の中で徴収の体制についてでございますが、議員からご指摘ありましたとおり、一元管理をした方がよいのか、分けた方がよいのか、やはり一長一短あるのではないかなというふうに思います。ただ、3市5町内の米沢の例なんか見ますと、簡単に国保を分離したりしますと、大変なことにならないかなというふうな思いもあります。またもう一つは、保育料とか国保とか住宅使用料とか発生元課のところに入所や入居を決しているわけでありまして、先ほどご質問がありました収納率対策向上本部などを利用して、関係課と密な連携をとるというふうなことが現状では一番大事でないかなと、こんなふうに思っております。

○高橋孝夫委員長 6番、蒲生光男委員。

○6番 蒲生光男委員 収納体制については、この後の佐々木謙二委員も多分あると思いますので、そう多くは触れるつもりはありませんけれども、やっぱりこの税の公平性、納税意識の高揚、そういったことをいろいろ考えてまいりますと、やはり収納業務っていうのは非常に大事なものだというふうに思っているわけですね。

「税の優等生は村山だ」って私ずっと言ってきましたけども、今回、村山が転落したっていうか落ちたっていうか、トップから滑り落ちましたよね。現年度分で長井、寒河江、村山、滞繰り分を入れますと寒河江、村山、山形、米沢というふうに続くわけですね。この村山は税の優等生には変わらないんでしょうけれども、この滞繰り分を入れた現年度分はそうなんですが、寒河江が非常にいい順位で推移しているというふうになってますよね、このデータ上は。寒河江と例えば長井で違いなんていうのはあるわけですか。何かわかることがありますか。

○高橋孝夫委員長 松木英司税務課長。

○松木英司税務課長 お答えいたします。

直接的に私もこの数値を見て寒河江の頑張り

に驚いたといえますか、大したもんだなと思ったわけですが、かつては村山、長井、東根が金、銀、銅メダルでございまして、少しおくれて4位で寒河江が位置されておりました。あれから20数年過ぎて、ついにこういうふうな位置になったということは何か特別な取り組みをやっておられるかもしれませんので、ぜひ少し落ちつきましたら、訪問でもして参考になるようなことがあれば、教えていただきたいなと思っております。

なお、先ほど来ご指摘いただいておりますが、現年度については確かにこういうふうな形に国保もなりましたが、やはり収納率を論じる場合は両方あわせてのところが一番重要なわけでございますので、10位から5位になったとかいろいろあるわけですが、一般市税においては92%かすかすでございます。何とか1位、2位の93%を目指して頑張っていきたいと、こんなふうに収納係と話をしている昨今でございます。

○高橋孝夫委員長 6番、蒲生光男委員。

○6番 蒲生光男委員 市長にお伺いいたしますけれども、収納体制ですね、もう少しいろんな意味で強化をしていくべきでないかなと私は思うんですけども、市長は何か考えることございませんか。

○高橋孝夫委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 お答えいたします。

収納に限らず市役所内のさまざまな課題っていうのは、それぞれたくさんあるなというふうに思っております。ただ現在、収納係として嘱託含めて7名なんですけども、少しあり方を来年度あたりから変えるべきではないのかなというふうに思っています。例えば税外のいわゆる保育料とかそういった部分も大分滞納が目立ってまいりましたし、上下水道は一本にしたんですが、それによって未納の方はすぐとめることができますんで、そういったことで上下水道でまとめたことの意義もあったと。ただ、そうい

った税外の部分についてをもう少し本格的にやらなきゃいけない。ととてもとてもこの人数じゃできないということで、いろんなところの、近隣の市町村の状況も見ながら、ぜひ先ほど税務課長が申しあげましたような、最低そういった形でもやらないといけないと。ただ、職員をなかなかふやせない状況の中で、新たなやっぱり市民ニーズもたくさんありますので、そういった中でどのように効率的な組織にしていこうかということ踏まえて検討したいというふうに思っております。

○高橋孝夫委員長 6番、蒲生光男委員。

○6番 蒲生光男委員 私、何時からでしたっけ、何分からですか。15分。

○高橋孝夫委員長 あと20分です。

○6番 蒲生光男委員 あと20分。

市民課長にお伺いいたしますけれども、国保税の収納率について担当課長としてはどういふふうに見ているのか、まず第1点でね。

それから、いわゆる短期証、資格証明書を発行されている方は何人なのか。こういう方々について窓口で交付してると思うんですけども、そのとき取りに来て、「はい」って渡して終わりになっているのか、何かアクションがとられているのか、その点いかがでしょうか。

○高橋孝夫委員長 宇津木正紀市民課長。

○宇津木正紀市民課長 蒲生委員から2点質問があったと思いますので、お答えしたいと思います。

長井市の国保税の収納状況の現年度分につきましては県内13市の中で5位ということで昨年の順位から大きく伸びて順位を上げていただいて、本当に感謝したいと思いますし、収納率については前年度比1.67ポイント伸びておりまして、伸び率については県内13市の中にはトップになっておるといふことでございますので、これからもぜひ税務課と連携を密にして収納率が上がるように努力してまいりたいと考えており

ます。

それともう1点ですが、国民健康保険証の短期証については、22年度については205人、資格証明書については86人で合計291人ですが、直接郵送しないで窓口まで取りに来ていただきまして、そして税務課の収納係の方と納税相談をしていただくという形で、税務課の収納係と連携しながら滞納対策を講じているところでございます。以上でございます。

○高橋孝夫委員長 6番、蒲生光男委員。

○6番 蒲生光男委員 国保5位で91.97%だと。

しかし滞納繰り越し分を入れると69%にダウンするわけですね。こういったことを考えますと、現年度分をとにかく滞納を発生させないというのは大変大事なことなんです。滞納繰り越し分ですね、どういうふうに考えておられるのかですけれども、「収納は税務課だ」というふうにだけは言えないと思うんですね。よくそこら辺は連携をしていただいで取り組んでいただきたいなというふうに思います。

市民課に責任はないというようなことがあるのかないかわかりませんが、収納率が上がるよう努力っていうのは、やっぱり全庁挙げて取り組まなきゃいけない課題でもあるというふうに思っていますので、どういうふうにしたらいいかわかりませんが、担当課として国保税の収納率を上げるためのさまざまな努力をしていくということは必要だと思うんですね。具体的に考えていることがあれば、お話しください。

○高橋孝夫委員長 宇津木正紀市民課長。

○宇津木正紀市民課長 市民課では、このほかに霊園管理料を税務課と一緒に収納対策をしております。霊園管理料の方はかなりよくなってきてますので、そのような、やはり市民課の職員も税務課と一緒に収納率が上がるように努力するようにしながら、連携を深めていきたいというふうに考えております。

○高橋孝夫委員長 6番、蒲生光男委員。

○6番 蒲生光男委員 かゆいところに手の届くような答弁は来ないわけですが、そういう自覚を持って進めていただくようお願いをしておきたいと思います。

住宅使用料について建設課長にお伺いいたします。

まず、税務概要の資料の36ページ、これを見たとき、おかしいなと思ったんですよ。住宅使用料で収入未済額が636万5,958円と書いてあるんですよ。これは違うんじゃないかなというふうに思って税務課に行きました。そうしましたら、これは滞納繰り越し分を含めた総額であるということがわかりまして、21年度分は81万4,200円、そして滞納繰り越し分が555万1,758円、合計が636万5,958円だということになっているわけですね。この住宅使用料については、今までも何度かお聞きをしてきましたし、入居の許可を出すときに保証人をつけて、それで許可出してるわけですね。それで、その保証人って何の保証する人なのかなというふうに私思っていて、そんなことを過去にも聞きましたよね。建設課長が鈴木一則さんのときも聞きましたけれども、でも依然として81万3,000円の現年度分でこの未納が発生していると、これはどういうふうに理解すればよろしいんでしょうか。

○高橋孝夫委員長 浅野敏明建設課長。

○浅野敏明建設課長 お答え申し上げます。

住宅入居をする際には、市営住宅使用請書をとるわけですが、その中に連帯保証人が2名おられます。その中には「連帯保証人が連帯して責任を負うことを誓約する」というふうな条項が入ってますので、当然その滞納についても責任を負うものというふうに理解しています。以上です。

○高橋孝夫委員長 6番、蒲生光男委員。

○6番 蒲生光男委員 連帯して責任を負う人が責任を負わないから、こういう発生になるわけ

ですか、じゃあ。責任を負わないから、こういうふうになるわけですね。

○高橋孝夫委員長 浅野敏明建設課長。

○浅野敏明建設課長 お答え申し上げます。

家賃の滞納に関しましては、あくまでも入居者が一番の責任者なわけですので、まず連帯保証人の前に本人が支払うことを最大限に、お支払いしていただくように取り組むようにしております。ただ入居者については、いろいろな明け渡しとかそういった強硬手段もとれるわけですが、退去者についてはなかなか難しいところもあります。そういった部分は連帯保証人の方に、ぜひ指導とか責任についてをこれから理解していただくようお願いしていきたいというふうに思っております。

○高橋孝夫委員長 6番、蒲生光男委員。

○6番 蒲生光男委員 一昨年とかも、このことについては詳しく質問をしたわけですが、何か変わったんですかね、それから。一昨年とことし、何がどう変わったんですか、どう変えたんですか、じゃあ。

○高橋孝夫委員長 浅野敏明建設課長。

○浅野敏明建設課長 お答え申し上げます。

とにかく入居者については、少額の滞納のうちに解決するような取り組みを行っております。21年度の現年度分の滞納をしてる方については15名、出納閉鎖までいましたんですが、その後に7名の方が完済されておりますので、現在は15名であったものが、8名というふうになっております。少額のうちに滞納をなくすような催告的な部分で今、取り組みを行っております。以上です。

○高橋孝夫委員長 6番、蒲生光男委員。

○6番 蒲生光男委員 滞納が始まったのは、昭和63年の方では44万円ですね。以下ずっとそういうのがあって、最大に滞納をなさってる方で105万2,000円ですね。家賃って大体2万円から2万5,000円ぐらいで見ますと、50カ月以上

滞納が繰り返されているというふうになるわけですね。これはもうかなり古いものですから、さっき上下水道課長からありましたけども、転出後に行方が不明になったと、そんなことってあるのかなというふうに思うんですが、戸籍上はまだ生きてるっていう人が180何歳で生きてるという報道もありましたから、そういうこともあるのかもしれませんが、この滞納者の中では行方不明とか何か、もう所在がつかめない、あるいはまた支払いを求めてもそれを回収することが困難だというふうに、ある程度分類されてるんじゃないですか、この全体的な額で。どうですか、その点。

○高橋孝夫委員長 浅野敏明建設課長。

○浅野敏明建設課長 お答え申し上げます。

退去者の滞納者については7名おられます。そのうち1名の方が死亡しております。また、1名の方については転居を繰り返して、現在、住所がわからない方も1名います。あともう1名は生活保護を受けている方、あともう1名は入院されている方、あと2名については住所を把握して催告について努めております。以上です。

○高橋孝夫委員長 6番、蒲生光男委員。

○6番 蒲生光男委員 古い滞納については、かなり難しいだろうなというふうに思いますよね、常識的に考えてみて。「昭和63年の家賃をください」なんて言って回収できると思いますか。なかなかそれは難しいですよ。だめだなんて言いませんけども、やっぱりあるところで決断をしなきゃいけない時期が来るんじゃないかなというふうに思いますけども、建設課長が答弁されておられるように滞納が始まったらすぐに手だてを講じていくということを徹底していただいて、せめて保証人をつけて入居をしているこの家賃が滞納するなんていうことにならないようにしてほしいなというふうに思うんですね。この住宅使用料の滞納がずっと発生し続けてる

+

のであれば、一般市税や国保なんか滞納して当たり前だと私は思うんですよ。保証人っていうのは何の保証をするのかと、何のための保証人なんですか。「連帯してその責任を負う」というふうにおっしゃってますけども、結局、保証人からその責任をとらせることができないのであれば、やっぱり保証人を変えてもらうとか、そういったことも適正に確認作業をするとか、そういうこと必要なんじゃないのかなというふうに思うんですよ。どうですか、その点。

○高橋孝夫委員長 浅野敏明建設課長。

○浅野敏明建設課長 お答え申し上げます。

滞納が何カ月か重なった方については事情聴取を行いまして、連帯保証人の方への連絡、お知らせ等を行い、連帯保証人からも指導を受けるようなお話し合いを何回か持った中で、本人もようやく支払う意思を芽生えたというふうなこともありますから、その連帯保証人から支払う前に連帯保証人と連携をとって支払っていただくような取り組みを今行っています。おかげさまで全く支払わないというような方が今おりませんので、そういった連帯保証人の方と連携して支払っていただくような取り組みを現在行っております。以上です。

○高橋孝夫委員長 6番、蒲生光男委員。

○6番 蒲生光男委員 例えば、じゃあ、お聞きしますけども、滞納が始まったと、始まったというか滞納になったというときに1カ月目、2カ月、3カ月、4カ月とこうありますよね。どの時点でどういうアクションをとられていますか。

○高橋孝夫委員長 浅野敏明建設課長。

○浅野敏明建設課長 毎月の納付日がございますから、そこで納付なさらなかった方については督促状を送付します。3カ月に滞納をした方については電話で、催告の電話を差し上げます。さらにはその1年後の出納閉鎖直前に催告状を、直前と申しますか、3月、4月に催告状を送付して出納閉鎖まで支払うように文書で催告しま

す。それでも納付にならなかった場合は特別事情聴取を行いまして、その場合は連帯保証人の方と連携して支払っていただくような取り組みを行っております。以上です。

○高橋孝夫委員長 6番、蒲生光男委員。

○6番 蒲生光男委員 そうしますと、1年たっていないと具体的なアクションには始まらない、それまでは全部、文書の催告か何かの繰り返しだということですか。

○高橋孝夫委員長 浅野敏明建設課長。

○浅野敏明建設課長 お答え申し上げます。

その催告、文書で催告、それから口頭の催告の中である程度強い表現の中身でお話しますと、ほとんどの方が支払いに応じていただくようなことになっております。強い表現というのは、例えば「法的手段をとらざるを得ない」とか、「連帯保証人にお知らせ申し上げます」というふうな表現の催告をしますと、支払いに応じての方がほとんどでございます。以上です。

○高橋孝夫委員長 6番、蒲生光男委員。

○6番 蒲生光男委員 「法的手段に訴えます」、「保証人に連絡しますよ」というのは強い手段なんですか。当たり前なんじゃないかと私は思うんですよ。強い手段でも何でもないと。当然してしかるべき催告の仕方である。そういうルールみたいなものがあるんですか。この時点でどういうアクションを起こすとか、保証人はいつの時点で連絡するとか、そういうのは何もないんですか。担当者に任せっきりなんですか、それとも。

○高橋孝夫委員長 浅野敏明建設課長。

○浅野敏明建設課長 お答え申し上げます。

マニュアル的なものは、定めたものはございませんが、担当者と話をして3カ月になった場合はとにかく電話で催告するというようなことで取り決めを行ってます。あと督促状は毎月行っていますから、あと催告状も出納閉鎖前に文書で行っておりますので、マニュアル的な

ものはございません。

○高橋孝夫委員長 6番、蒲生光男委員。

○6番 蒲生光男委員 担当者によって行動パターンがそれぞれ違うというようなふうにならないように、建設課としてこういうふうにするんだというのは、一応つくっておくべきじゃないですかね。ちぐはぐなことになると、そのすき間、間隙をつかれてしまうおそれもありますよね。とにかくもう少しきちっとした収納体制をとっていただくようお願いをしたいもんだなと思うんですよね。

保証人の皆さんに対しても、その方が最初、連帯保証人でいいというふうに判こをつけて入居されますよね。ですけど、その保証人は例えばお亡くなりになったり、どこかに行ったりするケースもあるわけでしょ。そういった場合に保証人の確認というのは定期的になされているわけですか。Aさんの入居者に対する保証人、あれから2年経過しましたが、まだ保証人としてその認識をお持ちでいらっしゃるのかどうかというふうな例えば確認ですね。健在におられるかも含めて、その点はいかがですか。

○高橋孝夫委員長 浅野敏明建設課長。

○浅野敏明建設課長 お答え申し上げます。

連帯保証人の方が変更になった場合は本人から届け出を行っていただいておりますが、こちらから全員の方の連帯保証人を確認しておりません。というのは、支払いを行っていただいた方の連帯保証人を改めて確認はしてないということです。また、滞納になった方については確認をしてるような状態でございます。以上です。

○高橋孝夫委員長 6番、蒲生光男委員。

○6番 蒲生光男委員 ですけど、滞納になって……。

○高橋孝夫委員長 あと2分。

○6番 蒲生光男委員 2分。滞納になってから、保証人の確認をしたら保証人は死んで、いませんでしたというのでは、私は遅いと思うんです

よ。ですので、保証人として、その自覚をきちっとお持ちでいらっしゃるかどうかという点も必要な要件ですので、その点はどういうふうにあるべきかも含めて、ぜひ検討していただきたいと思うんですよね。

来年のこの時期に無事でぜひこの席にいれば、もう一度お聞かせいただきたいと思いますので、答弁をお願いします。

○高橋孝夫委員長 浅野敏明建設課長。

○浅野敏明建設課長 お答え申し上げます。

先ほど委員からご指摘のあったように督促、催告のマニュアルについても、担当者がかわっても同じようなシステムになるように検討したいと思います。それから保証人についても、確認するような方向で検討したいと思います。

なお、今度入居される方については今まで書類を整えてもらえば、クリアしてたわけですが、連帯保証人の方と直接お話しして、その責務についてご理解いただいた上、入居する方向でもっと検討したいというふうを考えています。以上です。

○高橋孝夫委員長 6番、蒲生光男委員。

○6番 蒲生光男委員 終わりですよね。2点目の質問項目について触れる時間がないものから、また別の機会にさせていただきたいと思っております。

いずれにしても収納業務、世の中が不景気でこういう厳しい時代になりますと、なかなか収納率、その収納業務が大変な仕事になってくるということは明らかなことでありますので、ぜひ継続して、全庁挙げて重要な業務であると、課題であるということで進めていただくようお願いをして、質問を終えたいと思います。ありがとうございました。

佐々木謙二委員の総括質疑